別記様式(第2条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　保護者

　住所

　氏名

出雲市教育委員会

出席停止通知書

　　学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(第40条の規定により準用する場合を含む。)の規定により下記のとおり出席停止を命じます。

記

　1　児童(生徒)

　　(1)　氏名

　　(2)　生年月日

　　(3)　学校名及び学年・組

　2　出席停止を必要とする理由

　3　出席停止を必要とする期間

　　　　年　　月　　日(　)から

　　　　年　　月　　日(　)まで　　　　　日間

　4　出席停止期間中の指導計画

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。